令和6年(2024年)12月3日 区 民 委 員 会 資 料 区民部文化振興・多文化共生推進課

区内文化財の保存と活用に向けた考え方について

文化財とは、狭義には、文化財保護法や自治体の文化財保護条例で位置付けられた登録・指定されたものを指すが、広義には、登録・指定の有無に関わらず、人々の生活の中で生み出され、育まれてきた歴史的・文化的価値を有するもの全般を指すものである。

区内には、狭義の文化財だけでなく広義の文化財が存在しているが、それらの文化財は存続や継承が困難な事例が散見されるため、それらを適切かつ早急に保存し、次世代へ継承していくための取組が必要である。一方で、区や所有者が有するリソース(人的・財政的資源)には限りがある。

以上を踏まえ、今後の文化財の保存と活用に向けた考え方を整理したので、以下のとおり報告する。

1 現状

区内には様々な文化財が点在している。それらは急速に進む開発や生活様式の変化、相続問題等 を背景として、劣化、滅失又は散逸の恐れがあり、文化財的価値が失われてしまう事態が懸念され ている。昨今の劣化、滅失、散逸の一例を示すと以下のとおりである。

(1) 劣化

山﨑家から貴重な文化財の寄贈を受け、約40年が経過する中、その一部である書院・茶室(写真1)、ひな人形(区指定有形文化財)等の劣化が進んでいる。

(2) 滅失

細井家住宅主屋(写真2。元国登録文化財)や中野区土地区画整理組合(弥生町)による区整碑は、開発により失われた。

(3) 散逸

地域の歴史や文化を語るうえで重要な資料である民俗資料(地蔵、庚申塔等)が、元々在った 場所から散逸してしまっている。その一部は既に滅失した。



写真1 山﨑家 書院・茶室



写真2 細井家住宅主屋

2 原因 (課題)

- (1) 宅地等の急速な開発や生活様式の変化、相続問題など →現地での保存が難しくなり、売却・廃棄されてしまう。
- (2)区内文化財の全容を十分に把握できていない。→十分な保存・活用につなげることができていない。
- (3) 文化財的価値等の周知が不足している。 →地域の文化財に対する理解が十分とは言えない。
- (4) 広義の文化財については、保存・活用に向けた仕組みが確立されていない。

3 文化財の考え方

(1) 文化財の重要性

地域の歴史・文化の理解や継承には欠くことができないものであり、区民(国民)共有の貴重な財産である。

(2) 文化財の登録・指定

区では、文化財の中で特に重要なものを指定文化財として、保護する必要があるものを登録文 化財として保全を図っている。

(3) 区の責務

区民(国民)の貴重な財産が損なわれないよう、適切な保存・活用を行うことは区の責務であ る。このことは、文化財保護法、文化芸術基本法、中野区文化財保護条例、中野区文化芸術振興 基本方針で示されている。

(4) 所有者の責務

区を含めた文化財の所有者には、管理責任が生じる。

→状態の維持や活用には、継続的な資源の投入が必要である。

4 今後の方向性

- (1)情報収集・調査の実施
 - ① 過去の調査に加え、現況(存否・劣化状況等)の把握に努める。
 - ② 未確認の文化財に関する情報収集を行う。併せて区民等から情報を収集する仕組みを構築する。
 - ③ また、保持している文化財情報について、フォローアップ調査を実施する。 特に、区との関わりが深い文化財(区が所有者である場合など)については、優先的に調査 を実施する。

調査を実施しないと、どのような規模での修復が必要か、適切な記録保存の方法は何か、他の文化財よりも優先的(早急)に保存に取り組むべきかなどの見通しを立てることは、極めて困難である。

(2) 保存・活用方法の検討

- ① 中野区文化財保護審議会の委員や専門家の意見を参考に、文化財的価値や保護の緊急性(老 析化度)や優先度について検討を行う。
- ② どのような保存(修復等)・活用(記録保存等)ができるかを検討し、最適な方策を探る。
- ③ 所有者の意向等を伺い、それらを踏まえた実施可能な方策等を所有者等に提案していく。
- ④ 所有者の意向等を踏まえた支援を実施する。

(3) 最適な方策の実施

- ① 文化財的価値が減じないよう、文化財の修復を行い保存・活用を行う。
- ② 3Dスキャンなどの先端技術も視野に入れた記録や保存を行い、その成果を区民に公開する ことで、文化財の魅力を周知する。
- ③ 更なる文化財の保存・活用と区民等への周知と理解、協力を得るため、ふるさと納税の寄附 の充当先やクラウドファンディングの実施について検討する。
- ※上記(1)~(3)の各段階で区民等に対する理解と協力を図り、区は情報発信を行う。

5 まとめ

- 文化財情報について、限られたリソース(人的・財政的資源)であることを踏まえ、<u>古くから</u> 伝わり、地域にゆかりがあるものであり、また、歴史的・文化的に価値が高いもの、あるいは意 匠・技術的なレベルが高いもの、さらに、このままにしておくと、文化財的価値が減じる恐れが あるものについて、優先的に調査等を実施する。
- 当該調査結果と専門家(中野区文化財保護審議会など)の意見を踏まえ、優先的に保存すべき 文化財であるか、優先的に対応すべき事項は何かなどを明らかにした上で保存・活用を行う。ま た、記録保存と効果的な活用を図り、3Dスキャンなどの先端技術の利用も検討する。
- 区が所有若しくは管理する以外の文化財の保存・活用にあたっては、所有者の意向を前提とする。
- 区民等の理解と協力を得るとともに、財源の確保を図り、寄附やクラウドファンディングの実施に努める。
- 本考え方に基づき、区が文化財行政を進めていく上で、適切な人的リソース(学芸員等)を探るとともに、その確保に努める。

方策等の提案フローチャート (案)

古くから伝わり、以下のいずれかに該当する。

- 地域にゆかりがある。
- 歴史的・文化的に価値が高い、または意匠・技術的なレベルが高い。
- このままにしておくと、文化財的価値が減じる恐れがある。



市区町村・都道府県・国の登録又は指定文化財ではない。



文化財の所有者である。



保存・活用していく意志・能力がある。

TYES

文化財的価値が、一定の根拠により明確である。

TYES

公開等の活用ができる状態である。

TYES

適切な保存と活用を行うとともに、 区民等に文化財の価値を周知していく。 NO ^{又は} わからない

・文化財として扱うことは難しい。

・詳細を把握するため、ゆかりの自治体や知見を有している機関に 照会することがある。

Ľ>

法律・条例等に基づいて、適切な保存・活用を行えるか検討する。

NO NO

所有権などの財産権にもかかわるため、所有者の意向確認が不可欠

NO NO

記録保存を実施する。

₽ NO

学芸員の実見、学術調査の実施、中野区文化財保護審議会委員など 学識者への意見聴取等を行う。



- ・登録文化財・指定文化財の可能性を探る。
- ・修復や記録の作成、公開用の設備を整える等の提案を行う。また は区で実施する。